

旧大社駅 物販委託販売業者募集要項

1. 目的

旧大社駅（以下「本施設」という。）の文化財としての価値を保持しつつ、出雲地域の歴史、文化及び観光資源の発信並びに来訪者満足度の向上を図ることを目的として、施設内における物販事業（委託販売）を実施するものとする。

2. 施設の位置づけ

本施設は、次に掲げる事業を目的に運営する。

- (1)重要文化財としての保存及び活用
- (2)観光拠点としての回遊性の向上
- (3)旧大社駅の歴史や意匠を体感できる商品の提供

3. 応募資格

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等に該当しない者であること。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (3)出雲市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名停止措置を受けていない者であること。ただし、市外の団体にあつては、当該団体が本拠をおく自治体の指名競争入札について指名停止措置を受けていない者であること。
- (4)出雲市税について滞納がない者であること。ただし、市外の団体にあつては、当該団体が本拠をおく自治体の税に滞納がない者であること。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。

4. 募集対象商品

対象商品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)旧大社駅や鉄道の歴史・文化に関連する商品
- (2)出雲の歴史・文化に関連する商品
- (3)地域工芸品、民芸品
- (4)その他旧大社駅をPRする上で好ましいと判断されるもの

不適合商品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)文化財の品位を損なうおそれのあるもの
- (2)施設と無関係な全国汎用商品

- (3)公共施設として不適切と判断されるもの
- (4)法令等の規定又は衛生管理上の理由により、施設において適切な取扱いが困難なもの
- (5)法令又は公序良俗に反するもの

5. 商品区分

区分	内容
A	鉄道・観光関連グッズ（文具、アクセサリ、生活用品、鉄道模型など）
B	衣服類（Tシャツ、パーカー、法被など）
C	食品類（せんべい、お菓子など）

6. 販売形態

販売は委託販売方式とし、旧大社駅職員が販売代行を行う。
売上金は月次精算で、販売数量に基づいた請求書を一般社団法人出雲観光協会宛発行する。

7. 契約期間

年度単位（売上状況によって更新あり）

8. 留意事項

- ・消費期限のある食品等は納入業者が責任を持って管理し、必要に応じて処分や差し替えを行うこと。
- ・売り場面積は本屋内什器の1スペース（2.9㎡）。
- ・JAS法、食品衛生法および製造物責任法を含む関係法令を遵守し、商品の開発ならびに納入を実施すること。
- ・商品が不足する場合は、納入業者側で随時補充すること。
- ・在庫及び返品は、契約に基づき処理するものとする。
- ・商品を納める専用袋、および商品の包装資材、緩衝材も併せて提供すること。

9. 納品場所

出雲市大社町北荒木 441 番地 3 旧大社駅

10. 応募方法

- 別紙申込用紙にて提出すること。
- 商品デザイン画像、写真を添付すること。
- 商品の見積書を添付すること。

※一社ごとの応募数は問わないが、場合によっては調整する可能性あり。

※郵送・FAX・Email・持ち込みによる提出いずれでも可。

11. 応募先

〒699-0722

出雲市大社町北荒木 441 番地 3 旧大社駅 宛

電話 : 0853-53-5055

FAX : 0853-53-5056

Email : info@former-taisha-station.jp

12. 募集締切

令和 8 年 7 月 10 日 (金) ※必着

13. 納入業者の決定について

応募者から提出された内容を基に、審査を経て決定する。

決定の可否については、別途通知する。